

中小企業信用保険法第2条第5項第5号ロ〔原油価格高騰により経営に影響を受けている中小企業者〕

検討 順位	認定申請者の類型		認定申請 者の区 分	対象要件	認定申請書等の様式	確認を要する事項(数値)	その他申請書の添付書類				
							現在事項証明 書又は履歴事 項証明書の写 し ※発行から3 か月以内のも の	営んでいる業 種の事業内容 (詳細)がわか るもの	決算書(個人 事業者の場合 は確定申告 書)の写し	許認可証の写 し	売上高、売上原価、原油等仕入価格の確認 に必要な資料(試算表、売上元帳、仕入元帳 など)の写し ※住所、商号、代表者名(個人事業者にあっ ては個人名)を記載のうえ、代表者印を押印 のこと。
1	1つの業種のみを営んでいることが確認できる者	営んでいる業種が指定業種	単一事業者	次のすべてを満たしていること。 ①原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月の平均仕入単価に比して20%以上上昇していること。 ②製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)の売上原価のうち原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 ③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	・第5-(ロ)-① ・第5-(ロ)-①の添付書類	・営んでいる事業が属する日本標準産業分類上の業種 ・最近1か月間及び前年同月の原油等の平均仕入単価 ・最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格 ・最近3か月間及び前年同期の売上高 ・最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格	法人の場合のみ提出	必要に応じて	直近2期分	許認可を要する業種を営んでいる場合は提出	・最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価のわかるもの ・最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格がわかるもの ・最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格がわかるもの(月毎に)
2		営んでいる全ての業種が指定業種	兼業者1	同上	・第5-(ロ)-① ・第5-(ロ)-①の添付書類	・営んでいる事業が属する日本標準産業分類上の業種 ・業種ごとの最近1年間の売上高等 ・全体の最近1か月間及び前年同月の原油等の平均仕入単価 ・全体の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格 ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高 ・全体の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格	同上	同上	同上	同上	・業種ごとに最近1年間の売上高等がわかるもの(決算書でわかる場合は決算書で可) ・全体の最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価のわかるもの ・全体の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格がわかるもの ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・全体の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格がわかるもの(月毎に)
3	2つ以上の業種を営んでいる者	主たる業種が確認でき当該業種が指定業種	兼業者2	次のすべてを満たしていること。 ①主たる業種の原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月の平均仕入単価に比して20%以上上昇していること。 ②全体の原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月の平均仕入単価に比して20%以上上昇していること。 ③主たる業種の製品等の売上原価のうち原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 ④全体の製品等の売上原価のうち原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 ⑤主たる業種の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 ⑥全体の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	・第5-(ロ)-② ・第5-(ロ)-②の添付書類	・営んでいる事業が属する日本標準産業分類上の業種 ・業種ごとの最近1年間の売上高等 ・主たる業種の最近1か月間及び前年同月の原油等の平均仕入単価 ・全体の最近1か月間及び前年同月の原油等の平均仕入単価 ・主たる業種の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格 ・全体の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格 ・主たる業種の最近3か月間及び前年同期の売上高 ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高 ・主たる業種の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格 ・全体の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格	同上	同上	同上	同上	・業種ごとに最近1年間の売上高等がわかるもの(決算書でわかる場合は決算書で可) ・主たる業種の最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価のわかるもの ・全体の最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価のわかるもの ・主たる業種の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格がわかるもの ・全体の最新の売上原価及び対応する原油等の仕入価格がわかるもの ・主たる業種の最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・主たる業種の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格がわかるもの(月毎に) ・全体の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格がわかるもの(月毎に)
4		営んでいる業種のうち1つ以上が指定業種	兼業者3 ※上記「兼業者②」の対象要件を満たさない者も可	次のすべてを満たしていること。 ①指定業種(複数ある場合は一部でも可)の原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月の平均仕入単価に比して20%以上上昇していること。 ②全体の製品等の売上原価のうち指定業種(複数ある場合は一部でも可)に係る原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 ③指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 ④全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種(複数ある場合は一部でも可)の原油等の仕入価格の割合が前年同期の全体の売上高に占める指定業種(複数ある場合は一部でも可)の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	・第5-(ロ)-③ ・第5-(ロ)-③の添付書類	・営んでいる事業が属する日本標準産業分類上の業種 ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近1か月間及び前年同月の原油等の平均仕入単価 ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)に係る最新の原油等の仕入価格 ・全体の最新の売上原価 ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近3か月間及び前年同期の売上高 ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高 ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格	同上	同上	同上	同上	・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価のわかるもの ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最新の原油等の仕入価格がわかるもの ・全体の最新の売上原価のわかるもの ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・全体の最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの(月毎に) ・指定業種(複数ある場合は一部でも可)の最近3か月間及び前年同期の原油等の仕入価格がわかるもの(月毎に)

(注1) 業種については、日本標準産業分類(平成19年11月改定)の細分類による。なお、指定業種については、中小企業庁ホームページに掲載されている最新のリストで必ず確認すること。

(注2) 最近1か月間は、申請月を除いて4か月以内の中で、集計が取れている最も近い月とする。

(注3) 最近3か月間の範囲は、申請月を除いて6か月以内の連続する3か月間とする。ただし、集計が取れている最も近い月とその前2か月間の3か月間に限る。